

金融商品取引業協会

制度調査部
堀内勇世

金融商品取引法シリーズ-18

【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

これは、現行の証券取引法を何段階かにわたって改正した後に、金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）に全面移行するための法律案である。

本稿では、そのうちの第三段階目の改正と言える証券取引法の改正のうち、「金融商品取引法に全面改正」の中の「金融商品取引業協会」について紹介する。

はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された¹。その概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法案の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B規制の見直し - T O B規制の適用範囲の明確化（市場内外にまたがる取引、買付者の競合など） - 情報開示拡充（意見表明報告書義務化など） - T O B期間の延長 - T O Bの買付条件変更等の柔軟化 - 全部買付義務の導入	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告書制度の見直し - 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない - 特例報告の頻度を多くする（原則3ヶ月ごと原則2週間ごと）	同上 公布日から1年以内の政令指定日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定）

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

本稿では、これらのうち「金融商品取引法に全面改正」の中の「金融商品取引業協会」を取り上げる。

1. 金融商品取引業協会とは

金融商品取引業協会とは、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引を公正かつ円滑にすること並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者保護に資することを目的とし、金融商品取引法（案）に自主規制機関としての規則制定権の根拠規定²などが規定された法人のことである³。

図表 1 現行の証券業協会・金融先物取引業協会

	証券業協会	金融先物取引業協会
法人格	現行の証券取引法 第 67 条第 3 項	〔民法第 34 条〕
規則制定	現行の証券取引法 第 74 条第 1 項第 10 号	< 規定なし > (定款に規定あり)
会員の調査	現行の証券取引法 第 74 条第 1 項第 14 号	現行の金融先物取引法 第 106 条第 3 号
会員への制裁	現行の証券取引法 第 79 条の 7	現行の金融先物取引法 第 110 条
苦情解決	現行の証券取引法 第 79 条の 16	現行の金融先物取引法 第 107 条
あっせん	現行の証券取引法 第 79 条の 16 の 2	現行の金融先物取引法 第 108 条
外務員に関する事務	現行の証券取引法 第 64 条の 7	現行の金融先物取引法 第 101 条

(出所) 2005 年 12 月 7 日開催の第 40 回金融審議会金融分科会第一部会の参考資料等をもとに大和総研制度調査部作成

2 金融商品取引法（案）第 67 条の 8 第 1 項第 10 号、第 78 条第 2 項第 7 号参照。

3 金融商品取引法（案）には、「金融商品取引業協会」の明確な定義規定がない。

これは、現行の証券取引法の証券業協会や、現行の金融先物取引法の金融先物取引業協会などに相当とするものである。

証券取引法等改正法案により、近い将来、証券取引法が金融商品取引法（案）に改編されるにあたり、金融先物取引法なども取り込むことにあたり、証券業協会や金融先物取引業協会などの自主規制機関についても、金融商品取引業協会という形にまとめられ上で、改正が行われる。

しかしながら、現行の各自主規制機関の機能には差異が存在する（図表 1 参照）。

そこで、今回の改正は、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会の機能との同等性を確保するとの観点から諸機能を付与するという方針のもと、行われた。これは、金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」⁴（2005 年 12 月 22 日）で、示されていた方針である。

なお、施行は、金融商品取引法に関連する証券取引法等改正法案が成立した後、公布された日から起算して 1 年 6 ヶ月以内の政令で定める日とされている。

2. 認可金融商品取引業協会・公益法人金融商品取引業協会

金融商品取引法（案）では、金融商品取引業協会について、認可金融商品取引業協会と公益法人金融商品取引業協会の 2 種類の形態を認めている。

認可金融商品取引業協会は、設立につき当局の認可が必要とされる（金融商品取引法（案）第 67 条の 2）。つまり、金融商品取引業協会としての業務を行うことのためだけでなく、法人格を取得するためにも、認可が必要とされるのである。

これに対して、公益法人金融商品取引業協会は、法人格を有する民法上の社団や財団が、金融商品取引業協会としての業務を行うことのために、当局の認定が必要とされている（金融商品取引法（案）第 78 条）。ただし、一定の場合、業務規定の認可が必要になるなどの規制を加えている。

認可金融商品取引業協会が現行の証券取引法の証券業協会の仕組みをもとにしたのに対して、公益法人金融商品取引業協会は現行の金融先物取引法の金融先物取引業協会をもとにしたといえよう。

それゆえ、金融商品取引法（案）の施行時に、現行の証券取引法の証券業協会は認可金融商品取引業協会とみなされる（証券取引法等改正法案第 78 条）。また、現行の金融先物取引法の金融先物取引業協会も、とりあえず、公益法人金融商品取引業協会とみなされる（整備法案第 89 条）。

なお、認可金融商品取引業協会と公益法人金融商品取引業協会の規則制定権などの機能にかかる条文については、図表の 2 参照。

4 原文は、金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20051222_d1sir/00.html) に掲載されている。

図表 2 認可金融商品取引業協会・公益法人金融商品取引業協会

	認可金融商品取引業協会	公益法人金融商品取引業協会
法人格	金融商品取引法（案） 第 67 条第 3 項	〔民法第 34 条〕
規則制定	金融商品取引法（案） 第 67 条の 8 第 1 項第 10 号	金融商品取引法（案） 第 78 条第 2 項第 7 号
会員の調査	金融商品取引法（案） 第 67 条の 8 第 1 項第 14 号	金融商品取引法（案） 第 78 条第 2 項第 3 号
会員への制裁	金融商品取引法（案） 第 68 条の 2	金融商品取引法（案） 第 79 条の 2
苦情解決	金融商品取引法（案） 第 77 条	金融商品取引法（案） 第 78 条の 6
あっせん	金融商品取引法（案） 第 77 条の 2	金融商品取引法（案） 第 78 条の 7
外務員に関する事務	金融商品取引法（案） 第 64 条の 7	金融商品取引法（案） 第 64 条の 7

（出所）大和総研制度調査部作成

3. 自主規制機関への業者の加入義務

認可金融商品取引業協会や公益法人金融商品取引業協会の自主規制機関への加入については、すべての業者が義務付けられているわけではない。

それゆえ、自主規制の実効性が確保できない恐れが存在する。そこで、金融商品取引法(案)では、現行の証券取引法第 61 条を参考に、自主規制機関への加入していない業者に対して、自主規制機関の定款その他の規則を考慮して、業者が遵守すべき規則の作成または変更を命ずる等、当局が適切な監督を行うことを規定している（金融商品取引法（案）56 条の 4）。

なお、この点については、衆議院の財務金融委員会の 2006 年 4 月 25 日の会議録に参考となる記述が存在する。佐藤（ゆ）委員の次のような質問に対して、三國谷政府参考人が次のように答えている。

佐藤（ゆ）委員

…（略）…

一つは、今回、法案の中で、もう一つは、各業界、金融業界ごとにこれまで自主規制協会というのは設置されておりましたわけですが、これを統一するといいますが、これまで自主規制の水準の基準が最も高かった日本証券業協会の水準に各業協会の基準も合わせるといようなことがうたわれております。ただ、これらの自主規制機関への加入というのは、今回、すべての業者について義務づけられておりません。協会への非加入業者というのが出てくるわけですが、実は、協会規則等を考慮して、社内規制の作成、変更で、非加入業者にもそれを遵守するようという監督を行うこととしているわけです。

実際問題としまして、非加入業者というのは、なかなか、協会規則やそれに対する変更事項があった場合に、その通達を切れ目なく毎回入手できるというような、必ずしもそういう状況にはないと思います。通達漏れのおそれというのが絶えずあるわけでございますが、特に、今回、規制緩和によって、金融商品の、特に第二種取引業者等流動性の低い取引業務においては個人でも参入が可能であるというような状況の中で、これらの流動性の低い取引業務において、個人を含めた非加入業者について、均一的な自主規制の確保についてはどのような監督体制をしかれるのか、お伺いしたいと思います。

三國谷政府参考人

…（略）…

本法案におきまして、金融商品取引業者は、自主規制機関である金融商品取引業協会への加入または金融商品取引所の取引参加者となることが法的には義務づけられておりませんことから、自主規制の実効性を確保するためには、こうした自主規制機関への加入等を行っていない金融商品取引業者につきましても、そういった同様のルールが遵守されるような一つの工夫がされているところでございます。

こうした観点から、今回の法案では、現行の証券取引法と金融先物取引法と同様な考え方に立ちまして、内閣総理大臣は、自主規制機関への加入等を行っていない第一種金融商品取引業者及び投資運用業者の業務につきまして、公益を害し、または投資者保護に欠けることのないよう、協会または金融商品取引所の定款その他の規則を考慮して、当該業者またはその役員、もしくは使用人が遵守すべき規則の作成または変更を命ずる等、適切な監督を行うことを規定しているところでございます。

4. 認定投資者保護団体

金融商品取引法（案）では、認可金融商品取引業協会や公益法人金融商品取引業協会以外にも、当局の認定を受けて、金融商品取引業に対する苦情の解決、争いがある場合のあっせん業務を行う法人を創設している。

それが、**認定投資者保護団体**である。